

掛川市告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、平成23年3月10日から2週間掛川市道路河川課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月10日

掛川市長 松 井 三 郎

路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
2353	東名側道猿田線	下俣字細谷112-8 下俣字菖蒲ヶ谷240-7	平成23年3月 日
8409	中道線	逆川字大藪941-1 満水字大久保2310-4	平成23年3月 日